

管内都市ガス事業者における経年管対策状況について（令和4年度（2022年度））

関東東北産業保安監督部東北支部保安課

経年管対策状況について、ガス事業法第171条第1項の規定に基づきガス事業者から報告された令和4年度末における導管改修実施状況報告（東北支部取りまとめ分）を集計した結果は、次のとおりです。

一般ガス導管事業者等（旧一般ガス事業者）の実施状況（東北管内34事業者※）

	全管種総量 令和4年度末	未対策ねずみ鑄鉄管残存量		未対策腐食劣化対策管残存量	
		令和4年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和3年度末
中圧本支管(km)	1,563	0 (0)	0	27 (▲2)	29
低圧本支管(km)	9,786	12 (▲1)	13	580 (▲44)	624
供給管(本)	410,607	0 (0)	0	34,110 (▲2,259)	36,369
灯外内管(本)	368,294	0 (0)	0	73,791 (▲2,629)	76,420

（注）中・低圧本支管の数字は小数点四捨五入の数字。（ ）内は前年比減少量

※ 当支部管内の1事業者3事業所については、関東監督部での一括取りまとめで対象外。

【本支管】

東北管内の未対策ねずみ鑄鉄管は、全て低圧本支管で、約12km残存し、低圧本支管全量に占める割合は0.12%（全国0.26%）である。

未対策腐食劣化対策管は、中圧本支管で約27km残存し、中圧本支管全量に占める割合は1.7%（全国0.11%）であり、全国で東北地区が占める割合が67.5%と高くなっている。

また、低圧本支管では、約580km残存し、低圧本支管全量に占める割合は5.9%（全国5.1%）である。

【供給管・灯外内管】

供給管（灯外内管内管を含む。）の未対策ねずみ鑄鉄管については、平成28年度末で解消された。

未対策腐食劣化対策管について、供給管は約3万4千本残存し、供給管全量に占める割合は8.3%（全国7.8%）である。また、灯外内管については、約7万4千本残存し、灯外内管全量に占める割合は20.0%（全国12.4%）である。

（参考） 全国の状況（令和4年度末）

	全管種総量	未対策ねずみ鑄鉄管残存量		未対策腐食劣化対策管残存量	
			東北の割合		東北の割合
中圧本支管(km)	35,619	0	0%	40	67.5%
低圧本支管(km)	230,642	608	1.9%	11,720	4.9%
供給管(本)	15,575,327	3	0%	1,211,210	3.0%
灯外内管(本)	14,366,016	7	0%	1,782,470	4.2%

【用語について】

1. ねずみ鋳鉄管：ねずみ鋳鉄管は、耐震性に劣り、亀裂・折損による漏えいが発生した場合、設置環境によって、重大事故につながるリスクが高くなる可能性がある
2. 腐食劣化対策管：いわゆる「白管」「黒管」などをいい、埋設された土壌環境等によっては腐食が進行し、ガス漏えいにつながる可能性がある。
3. 中圧：ガス事業法に定めるガス圧区分のひとつで、導管によるガス輸送の途中段階において、この「中圧」用のガス導管が使用される。
4. 低圧：ガス事業法に定めるガス圧区分のひとつで、例えば一般家屋等へは通常この「低圧」でガスを供給している。
5. 本支管：本支管とは、道路に並行して敷設されているガス管で、供給管及び内管を除いたものをいう。
6. 供給管：ガス導管のうち、本支管から分岐してから需要家の敷地に入るまでのものをいう。
7. 灯外内管：内管（需要家の敷地内にあるガス導管）のうち、ガスメーターの入口までのものをいう。